

米中貿易紛争はいつまで続くのか

◆ バイデン米国大統領が対中追加関税の引き下げを示唆

2022年5月23日、日米首脳会談後の[共同記者会見](#)で、バイデン米国大統領は1974年通商法301条に基づき中国に発動している追加関税措置について、イエレン財務長官と見直し（関税率の引き下げ）を含む協議を行うことを明らかにした。イエレン財務長官は4月の[Bloombergの取材](#)に対し、同措置の見直しを示唆する発言をしており、その後も同様の発言を繰り返している。

背景にあるのは高いインフレ率だ。米国の消費者物価指数は、3月に前年比8.5%増と、約40年ぶりの高い伸びを記録した。4月も前年比8.3%増のレベルであり、FRB（連邦準備理事会）は5月に22年ぶりとなる0.5%の大幅な利上げを決めたほか、今後も利上げを継続する意向を示している。インフレ対策は11月の中間選挙の大きな争点になっており、政権も神経を尖らせているところだ。

◆ 産業界の多くは追加関税措置に否定的

中国への最大25%の追加関税措置は、中国による不公正な経済慣行（強制的な技術移転、営業秘密の窃取など）の是正を目的として、18年7月以降4回に分けて実施された。その後の二国間協議を経て20年2月に発効した経済・貿易協定では、中国が知的財産権の保護や2,000億ドルの対米追加輸入などを約束したが、双方が納得できる結果には至っていない。

一方で、Americans For Free Tradeなどの有力経済団体は、中国による経済・貿易協定の完全履行を求めつつも、追加関税が米国消費者の負担を増やし、米国産業界の競争力を後退させているとの理由から、追加関税適用除外制度の復活や追加関税措置の撤廃を強く求めてきた。これを受けてUSTRは、22年3月に適用除外対象として352品目を発表している。

◆ 追加関税措置をめぐる2つの法的作業の行方

現在米国では、301条追加関税措置に関して2つの法的作業が進んでいる。

1つ目は、追加関税措置の適用期間に関する作業である。1974年通商法307条に

よれば、301条に基づく追加関税措置は4年を超えて自動更新することはできず、発動から4年間で満了する最後の60日間に、産業界からの継続要望がなければ終了することになっている。6月9日現在、18年7月に発動した818品目と18年8月に発動した279品目について、産業界の継続要望の有無を確認している状況だ。

2つ目は、追加関税措置の有効性を巡る裁判を巡る作業だ。特に3回目（18年9月）と4回目（19年9月）に発動した措置について、約6,500の事業者が約3,600件の無効裁判を起しており、米国国際貿易裁判所はUSTRに対し、6月30日までに追加根拠の提出と追加説明を実施するよう求めている。

◆USTRは追加関税措置の見直しに否定的

バイデン大統領が追加関税措置の見直しを示唆した直後の5月25日、超党派の上院議員9名が、[同措置の継続を求める書簡](#)を大統領宛てに送付した。書簡によれば、中国の政策や慣行は引き続き米国の輸出を差別しており、同措置の終了は米国企業や労働者を弱体化させるため、継続すべきと強く指摘している。また、追加関税は現在のインフレと無関係であることにも言及している。

追加関税措置を実施するUSTRも、同措置の見直しには否定的だ。USTRの立場からすれば、追加関税措置の発動と継続には「中国の不公正な経済慣行の是正」という大義があり、経済・貿易協定が完全に履行されていない以上、終了させることは難しい。タイUSTR代表も、[国内外のメディアなどに対し](#)、インフレ対策という短期課題に対処するために関税を引き下げることには慎重な姿勢を示し、中国に対する中長期的な視点で熟慮すべきとコメントしている。

◆企業はあらゆるケースを想定しておくべき

米国がトリガーを引いた米中貿易紛争は、何らかの大義を持って米国が終了を決断しなければ終結出来ない。しかし米国では前述の通り、産業界と議会、財務省とUSTRなどの間で大きく意見が割れている。米中貿易紛争は、米中対立の象徴的な位置づけになっており、その取扱いはバイデン大統領にとって、難しい政治判断となるだろう。よって企業としては、貿易紛争の動向いかに関わらず、追加関税適用除外制度の拡大要請などを続けながら、経済安全保障や強制労働問題なども踏まえた、総合的な中国事業戦略を練っていく必要がある。【田中雄作】